

アメリカ民事訴訟における専門家証人の証人適格

椎橋 邦雄

一 はじめに

—— 科学裁判とジャンク・サイエンス ——

二 専門家証人と連邦証拠規則

四 結語

三 証人適格をめぐる判例の変遷

—— フライヤーからダウバートへ ——

一 はじめに——科学裁判とジャンク・サイエンス——

薬害訴訟、公害訴訟、医療過誤訴訟などの科学裁判においては、事実認定者の有する一般常識では科学的争点を適正に判断することができないために、専門家（鑑定人）の果たす役割がきわめて大きい。⁽¹⁾ アメリカ合衆国では、

アメリカ民事訴訟における専門家証人の証人適格

アドヴァサリ・システムの下、専門家は、裁判所が選任するのではなく、専門家証人として当事者が提出する建前になっている。⁽²⁾したがって、アメリカでは、専門家証人の党派的な利用による弊害は古くより存在するが、このよ⁽³⁾うな弊害は最近のいわゆるジャンク・サイエンスの出現によって一層顕著になっている。⁽⁴⁾アメリカにおいては、専門家証人は、事実上、成功報酬で雇われることが多く、また、訴訟での証言依頼によって生計を立てている者も少なくない。そこで、専門家証人は勝訴して報酬を得るために、「サキソフォン」と称されることもあるように、弁護士⁽⁵⁾の主張にあわせてどのような伴奏（証言）も自在に行なう危険がある。専門家証人は法廷でどのような証言をしてもそれに対して責任を問われることはない⁽⁵⁾ので、専門誌には発表できないような内容、または、同じ分野の専門家の批判に耐えられないような内容を平気で証言することもあるとされている。たとえば、エレベーターからの転落が癌の原因であるとか、消防士が肺癌になった理由は長年の喫煙ではなく火事現場の煙が原因であるとの証言⁽⁶⁾などである。

専門家の意見は陪審の心証形成に大きな影響を与えるものと考えられるので、裁判官には、ジャンク・サイエンスが法廷に持ち込まれないように、専門家証人の証人適格を事前に審査して、スクリーンする役割が課せられており（連邦証拠規則一〇四（a）参照）、⁽⁷⁾裁判官がどのような基準で証人適格を認めるのかが重要な問題となってくる。

一九七五年に制定された連邦証拠規則は専門家証人の証言に関するコモン・ロー上の制限を緩和し、証言の許容を広く認めている。⁽⁸⁾一方、判例においては、一九二三年のフライヤー事件で示された「一般的な承認（general acceptance）」という厳格な基準がリーディング・ケースであったが、一九九三年、合衆国最高裁判所は、ダウバート事件において新しい基準を示し、現在アメリカではこの判例をめぐって大きな議論が巻き起こっている。

以下においては、専門家証人の証人適格とサマリ・ジャッジメント、専門家証人についての連邦証拠規則の規定、専門家証人の許容基準をめぐる判例の変遷などについて検討する。

- (1) 中野貞一郎編『科学裁判と鑑定』所収の諸論文参照。小林秀之『証拠法〔第二版〕』七八頁以下、小島武司「鑑定と科学的争点」『民事訴訟の基礎法理』九五頁以下、同「アメリカ合衆国における鑑定」比較法雑誌一八卷一号一六三頁以下参照。
- (2) 各国における鑑定人の位置づけの相違については、谷口安平「訴訟思想と鑑定人の責任」法學論叢二二八卷四・五・六号四〇頁以下参照。
- (3) Lee M. Friedman, *Expert Testimony, Its Abuse and Reformation*, 19 *Yale Law Journal* 247~ (1909—1910).
- (4) シャンク・サイエンスについては、Peter W. Huber, *Galileo's Revenge—Junk Science in the Courtroom*——(1993) 参照。また、平野晋「アメリカの教訓——悪質クレームとシャンク・サイエンスを中心に——」木川統一郎編著『製造物責任法の理論と実務』一八七頁以下、平野晋「アメリカ製造物責任法の新展開」二六四頁以下参照。
- (5) 谷口、前注(2)五〇頁以下参照。
- (6) Graham C. Lilly, *An Introduction to the Law of Evidence* (3rd Ed. 1996) 566.
- (7) 連邦証拠規則一〇四(a)は次のように規定する。
「許容性」一般の問題 証人適格、秘匿特権の存在又は証拠の許容性に関する予備的な問題は、本条(b)の規定にしたがって、裁判所が決定しなければならない。この決定を行なうにあたっては、秘匿特権に関する規定を除いて、証拠規則に拘束されない。」
- (8) たとえば、陪審の常識または経験によって理解可能なことならについては、専門家の意見は認められていなかったが、このような制限がなくなつた。

二 専門家証人と連邦証拠規則

（1） 専門家証人の証人適格とサマリ・ジャッジメント

専門家証人の証人適格の有無はサマリ・ジャッジメントとの関連で大きな問題となる。アメリカの民事訴訟手続きは、訴答、開示（ブリートリアル）、トライアルの順序で進行するが、サマリ・ジャッジメントは、重要な事実について真正の争点がなく、法律問題だけで判決ができる場合には、事件をトライアルに付す前に、実体についての終局判決を下すことができる手続きである。サマリ・ジャッジメントのメリットとしては、訴答書面や宣誓供述書などの資料に基づいてトライアル前に事件を解決できるので、裁判所にとっては効率的な訴訟運営をはかることができるし、また、申立者に迅速な救済をあたえることができることである。しかし、サマリ・ジャッジメントは、他方で、合衆国憲法修正第七で保障された陪審審理を受ける権利を侵害するおそれがあるために、従来裁判所はサマリ・ジャッジメントの申立てを認容するには慎重であった。たとえば、被告がサマリ・ジャッジメントの申立てをする場合には、裁判所は、可能なかぎり被申立者（原告）の有利に証拠を評価して、被申立者が争点の存在することを示すほんの僅かでも証拠を出していれば証拠提出責任は果たされたとして（*scintilla test* 微量ルール）、サマリ・ジャッジメントの申立てを却下して、事件をトライアルに付していた。しかしながら、一九七〇年台以降の訴訟急増を背景に、真の争点のない事件を訴訟の早い段階で処理することによって訴訟促進をはかるため、裁判所

は、サマリ・ジャッジメントの認容基準を緩和した。すなわち、トライアルにおいて請求について証明責任を負う当事者に対してサマリ・ジャッジメントの申立てがなされた場合には、申立てを却下させるためには、ほんの僅かの証拠では足りず、証拠の優越又はそれ以上の証明をしなければならいとされたのである (substantial test 実質的ルール)。⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾

科学的争点の問題となっている事件においては、主張を裏付ける証拠として専門家証人の証言が不可欠であるため、専門家証人の証人適格が認められないときは、真の争点がないとして、ただちにサマリ・ジャッジメントによって請求が棄却されてしまう結果となるのである。

(2) 専門家証人に関する連邦証拠規則の規定

一九七五年に連邦証拠規則が制定され⁽¹¹⁾が、専門家証人の証言の許容性に関するコモン・ロー上の制限を緩和している。ここでは、証人適格の有無を判断するにあたってとくに重要である規則七〇二および七〇三を中心に、専門家証人に関する連邦証拠規則の規定を概観する。

まず、規則七〇二は、「科学的、技術的又はその他の専門知識が、事実認定者の証拠の理解又は争点事実の認定の助けとなるときは、知識、技能、経験、訓練又は教育によって専門家として認められた証人は、意見その他の形で証言をすることができる」と規定する。この規定は、専門家証人の証言の許容性について、緩やかな基準を採っているといわれている。すなわち、第一に、証人が「専門家」として認められること、第二に、証言が証拠の理解または争点事実の認定の「助け (assist)」「なること」の二つの要件を満たせばよいとされているからである。

専門家として認められるか否かは、知識、技能、経験、訓練、教育を基準として判断されるが、特定の学位など一定の絶対的な基準があるわけではなく、証言対象に応じて柔軟にかつ緩やかに解されている。たとえば、土地の価格については、土地の所有者や銀行員が専門家と認められている。また、自動車整備工、石工、機械工なども経験や訓練によって技能を有する専門家として認められることがある。

専門家の証言が証拠理解や事実認定の助けになるか否かについては、証言が関連性ある証拠でなければならぬことは当然であるが、⁽¹²⁾証言が信用性 (reliability) のあるものでなければならぬ。裁判所は、証言の基礎となっている推論や方法論が科学的に正当であり、適切に争点事実に適用できるものであることを事前に評価しなければならぬ。

次に、規則七〇三は、専門家による意見証言の基礎として、「特定の事件において、専門家の意見又は推測の基礎となる事実又はデータは、審理のとき又はそれ以前に専門家が認知し又は知るところとなったものであればよい。証言事項についての意見又は推測を形成するにあたって、事実又はデータが、その特定の分野の専門家によって合理的に依拠されるタイプのものであれば、その事実又はデータは証拠として許容されないものでもよい」と規定する。

専門家の証言を評価するにあたっては、専門家の証言の基礎になっている事実を確定しなければならぬ。専門家の意見の前提となっている事実が誤ったものである場合には、専門家の意見の価値も失われることになる。しかし、専門家の意見の基礎となる事実の取得については、しろうとの意見証言の場合と比較して、⁽¹³⁾緩和されている。すなわち、専門家証人の場合には、みずから直接入手したものにかぎられず、他の者が行なった検査や調査に

基づいてもよい。入手の時期もトライアル以前にかぎられず、トライアルのときに知り得た事実、たとえば、先行した証人の証言に基づいて証言することもできる。また、仮定の事実を前提にして意見を述べることもできる。⁽¹⁴⁾ さらに、従前は、専門家の意見の基礎となる事実はトライアルで許容されるものでなければならなかったが、この要件も緩和されて、一定の場合には、許容されない証拠、たとえば、伝聞証拠であってもよいとされたのである。⁽¹⁵⁾ 専門家は、また、主要な争点についても意見を述べることができる⁽¹⁶⁾。

アメリカにおいては、専門家証人は当事者が提出すべきものと考えられているが、裁判所がみずから選任することも⁽¹⁷⁾ある。

(9) サマリ・ジャッジメントの機能と認容基準の変化については、椎橋邦雄「サマリ判決の機能と認容基準の変化」民事訴訟雑誌四〇号二二三頁以下参照。

(10) 証拠提出責任と説得責任の区別などアメリカにおける証明責任については、小林秀之『新版・アメリカ民事訴訟法』二〇三頁以下参照。

(11) 連邦証拠規則の翻訳として、法務大臣官房司法法制調査部編『アメリカ合衆国連邦証拠規則』がある。

(12) 関連性ある証拠はすべて許容される(規則四〇二参照)。しかしながら、関連性ある証拠であっても、不公正な偏見、争点の混乱、陪審の誤導、不当な遅延、時間の浪費、不必要な重複証拠の提出などのおそれが証拠の証明価値よりも実質的に大きいときには、証拠は排除される(規則四〇三参照)。

(13) しろうとの意見証言については、「証人が専門家として証言するのではないときは、意見又は推測の形でなされる証人の証言は、(a) 証人の知覚に合理的にもとづくとき、及び、(b) 証人の証言の明確な理解又は争点事実の認定に役立つときに限られる(規則七〇一)と規定されている。

(14) 規則七〇五は「裁判所が別段の要求をしないときは、専門家は、はじめは基礎となる事実及びデータについて証言することなしに、意見又は推測の形で証言し、その理由を述べることができ」と規定し、直接尋問においては、意見の基礎になっている事

アメリカ民事訴訟における専門家証人の証人適格

実又はデータを開示しなくてもよいとされている。もっとも、「専門家は、いずれにせよ、反対尋問においては、基礎となる事実又はデータを開示しなければならないことがある」（同条後段）とされている。

(15) したがって、本来ならば許容されないはずの伝聞証拠が専門家証人を利用することによって法廷にもちこまれる危険もある。 Ronald L. Carlson, *Experts as Hearsay Conducts: Confrontation Abuses in Opinion Testimony*, 76 *Minnesota Law Review* 859 ~ (1992).

(16) 規則七〇四は、主要な争点 (ultimate issue) に関する意見について、「(a) (b) に規定されている場合を除き、意見又は推測の形でなされた証言が許容されるものであるときは、それが事実認定者によって判断されるべき主要争点にかかわるという理由で異議を受けることはない」と規定している。もっとも、「(b) 刑事事件における被告人の精神状態又は状況に関して証言する専門家証人は、起訴された犯罪又は防御の要件を構成する精神状態又は状況を被告人が有していたか否かについては意見又は推測を述べてはならない。このような主要争点は事実認定者のみが判断すべき事項である」とされている。

(17) 規則七〇六は、裁判所が選任する専門家として、次のように規定している。

「(a) 選任 裁判所は、職権又は当事者の申立てに基づいて、専門家証人が選任されるべきでない理由を示すように当事者に命じることができ、又、候補者を提出するように当事者に求めることができる。裁判所は、当事者間で合意された専門家証人を選任することができ、又、自らが選んで選任することができる。専門家証人は、証人となることに同意しないかぎり、裁判所によって選任されてはならない。このように選任された証人は、証人の義務を裁判所によって書面——この書面のコピーは書記課に保管されなければならない——で知らされるか、又は、当事者が参加する機会が与えられなければならないカンファランスにおいて知らされなければならない。このように選任された証人は、鑑定結果があればそれを当事者に対して助言しなければならぬ。いずれの当事者も証人の証言録取書採ることができ、又、裁判所又は当事者は証言をさせるために証人を呼び出すことができる。証人は、その証人を呼び出した当事者を含む、それぞれの当事者の反対尋問を受けなければならない。」

「(b) 報酬 このように選任された専門家証人は裁判所が認める相当の額の報酬を受ける権利を有する。このように決められた報酬は、刑事事件、民事事件及び修正第五の下に認められた補償の手續きにおいて法律で定められた財源から支払らうことができる。その他の民事事件においては、報酬は、裁判所が命ずる割合及び時期に、当事者によって支払われなければならない。その後は他の訴訟費用と同様に負担される。」

「(c) 選任の開示 裁判所は、裁量権を行使して、裁判所が専門家証人を選任した事実を陪審に開示することができる。」
「(d) 当事者が自ら選択する当事者の専門家 本条の規定は、当事者が自らの選択で専門家証人を呼び出すことを制限するものではない。」

しかしながら、このような規定にもかかわらず、アメリカにおいては、アドヴァサリ・システムが貫徹されており、*Battle of experts* (鑑定合戦) の弊害が指摘されているにもかかわらず、職権証人が利用されることは少ないとされている。アメリカにおける専門家証人の中立化の試みについては、小島武司『裁判運営の理論』二八五頁以下参照。

三 証人適格をめぐる判例の変遷——フライヤーからダウバートへ——

(1) *Frye v. United States* (293 F. 1013, 1014)

ダウバート判決以前において、専門家証人の証人適格に関するリーディング・ケースとされていた判決である。この判決においては、ジェネラル・アクセプトランス・ルール (general acceptance rule 一般的な承認) が打ち出された。事件の内容と判旨は次のとおりである。

ジェイムズ・アルフォンゾ・フライヤーが第二級殺人の容疑で起訴された。事実審において、被告人は、被告人に対してなされた嘘発見器の結果を証言してもらったために専門家証人を申請した。しかし、この申出は却下され、被告人に対して有罪判決が下された。この器械は血圧の変化によって嘘を発見できるとされている。すなわち、真実を述べることは意識的な努力なしにできるが、嘘をつく場合には意識的な努力が必要であり、この結果血圧が上

る。したがって、血圧の上昇のカーブを見れば、被験者が嘘をついているか否かは容易に発見できるといふ理論である。トライアルの前に被告人はこのテストを受けたので、被告人の弁護士はこのテストを行なった専門家を証人として申請したが、相手方から異議が出され、この異議が認められたため、証人申請は却下された。被告人の弁護士は陪審の面前でこのテストを行ないたいとの申立てをしたが、これも却下された。被告人の弁護士は、陪審の一般的常識や経験に属さない問題についての専門家の意見は証拠として許容されるべきであるとして、控訴した。控訴審の Van Orsdel 判事は、「・・・科学的原理または発見がいつ実験的段階から証明された段階へ移行するかを判断するのはきわめて困難である。この中間的などこかで、科学原理の証拠力が承認されなければならないであろう。そして、裁判所は、十分に承認された科学上の原理または発見から演繹された専門家の証言を許容することには大きな進歩を示してきたが、専門家の証言の基礎となつた科学原理または発見はそれが属する専門分野において一般的承認を得ていることが証明されなければならない・・・」として、本件の嘘発見器の理論は、証言を許容できるほど心理学者や生理学者の間では一般的に承認されていないとして、却下した。

このフライヤー判決の打ち出した「一般的承認」はきわめて厳格な基準であり、一方においては、ジャンク・サイエンスの横行を阻止できるとの利点もあるが、他方では、たとえ画期的な科学的理論または発見であっても、その領域での一般的承認を得るまでには時間がかかるので、新しい理論に対処できないというデメリットもある。この判決は、少なくとも一九七五年に連邦証拠規則ができるまでは、専門家証人の証人適格に関するリーディング・ケースであるといわれているが、実際には、それほど支配的な影響はなかったともいわれている。その理由として

は、合衆国最高裁判所の判決ではなく、控訴審の判決であったこと、また、刑事事件の判決であったため、近年、ジャンク・サイエンスが問題となっている民事の不法行為事件には参考にならなかったことなどが挙げられる。

一九七五年の連邦証拠規則がフライヤー判決の基準を放棄したのか否かについては争いがあった。規則の条文の中に盛り込まれていないこと、また、諮問委員会のノートもフライヤー基準には言及していないことなどから、フライヤー基準は放棄されたとの意見が有力であったが、一九九三年のダウバート判決において、フライヤー基準は連邦規則の趣旨とする許容基準の緩和に合致せず、規則の制定によって同基準は放棄されたと判示された。

(2) *Daubert v. Merrell Dow Pharmaceuticals, Inc.* 113 S. Ct. 2786 (1993)

腕に障害をもって生まれた子供とその両親が、子供の障害は母親が妊娠中に服用した薬（ペンデクティン）が原因であるとして、薬を販売した会社に対して損害賠償を請求した事件である。

地裁においては、広範なデイスカバリがなされた後で、被告はサマリ・ジャッジメントの申立てを行なった。この申立てを基礎付けるために、医師かつ疫学者として十分資格を認められているラム氏の宣誓供述書を提出した。同氏は人間が諸々の科学物質に曝された場合の危険に関する専門家であった。同氏はペンデクティンと生まれてくる子供に対する影響に関するすべての文献——三〇以上の出版物で、これには一三万人以上の患者に関する研究が含まれている——を検討した。これらの研究では、ペンデクティンが胎児の奇形の原因となるとはされていないかった。このような検討を基礎にして、同氏は、妊娠の最初の三カ月の間に母親がペンデクティンを服用したことは奇形児の発生の原因とは証明されないと結論した。

これに対して、原告側はこれらの出版物については争わず、それに代えて、原告側の八人の専門家の証言を申し出た。この八人も学位や経歴から専門家としての資格を十分認められた者であった。これらの専門家はベンデクテインが奇形を引き起こしうると結論した。この結論は、試験管を使った動物細胞の研究 (in vitro)、生きた動物を使った研究 (in vivo)、および、胎児の奇形を生じさせることがわかっている物質とベンデクテインとの化学構造の類似性をすでに発表されている疫学的研究の成果を再分析した結果であった。

地方裁判所は、科学証拠が許容されるためには、その基礎になっている原理が一般的承認を得るほど十分に確立されていなければならず、原告の証拠はこの基準を満たしていないとして、被告のサマリ・ジャッジメントの申立てを認容した。すなわち、ベンデクテインについては多くの疫学的研究がなされており、このような疫学的証拠に基づいていない専門家の意見は因果関係を証明する証拠としては採用できない。したがって、動物細胞の研究、生きた動物の研究、他の学者が行なった研究の再分析だけでは、因果関係について陪審に付すべき争点を形成するにはいたらない。すでに発表されている研究の成果を訴訟に用いるためだけに再分析しただけで、その再分析を専門誌に発表せず、他の専門家の批判を受ける機会を与えていないものは証拠として許容できない、と判示した。

控訴審も科学証拠についての一般的承認の基準を採り、事実審の結論を支持した。

合衆国最高裁判所は裁量上訴を認めて、つぎのように判示した。この七〇年間にわたって、フライヤー判決の一般的承認が科学証拠の許容性に関する基準であった。しかし、一九七五年に制定された連邦証拠規則は、その四〇一で関連性のある証拠であれば基本的に許容しており、また、規則七〇二は条文の中でフライヤー基準にはふれて

おらず、制定経過においても検討されることはなかった。また、コモン・ロー上の意見証拠に関する制限も撤廃されている。このような連邦証拠規則の許容性を緩和する趣旨に照らせば、フライヤー判決は、連邦規則に取って代られたと解釈すべきである。しかしながら、規則が科学証拠の許容性について何らの制限を設けていないということではない。事実審裁判官は、関連性があるだけでなく信用性のある科学証拠を選別しなければならない。言い換えれば、争点事実の認定に役立つ科学知識でなければならない。そして、これを判断する基準としては、以下の四つがある。

第一に、ある理論またはテクニックが事実認定に役立つ科学知識であるか否かの基準は、その理論またはテクニックが実験できるものであるか、実験を受けたことがあるかである。今日の科学の方法は、仮説を立て、それが証明できるか否かを検証するために実験を行なうことである。実験によって仮説が正しいか否かを確かめるという方法が科学を他の分野の研究と分けているのである。

第二に、理論またはテクニックが出版され、同じ分野の専門家の検討を受けたことがあるか否かである。出版されるということが許容の絶対的条件ではない。新奇な理論の場合には、十分な論証がなされている場合でも出版されないこともあるからである。しかし、他の科学者の目にふれて、検討されれば、その方法論が誤っていないかどうかを指摘される機会を提供しているのであり、方法が信頼できるものであるかどうかの基準となるのである。

第三に、特定の科学技術（テクニック）の場合には、裁判所は、通常、その顕在的または潜在的な失敗の確率（rate of error）ほどの程度かを検討する。

第四に、理論またはテクニックが同じ分野の専門家の間でどの程度の承認を受けているかである。これは、フラ

イヤー判決のように、一般的な承認を受けていなければならないということではないが、相当の承認を受けているものは許容性が高くなるであろうし、反対に、ほとんど支持を受けていない理論に対しては懐疑的になるであろう。

これらの基準は、専門家の意見の基礎となっている科学の方法が適切であるか否かを判断するためのものであり、意見の結論を判断するためではない。

このように、ダウバート判決では、フライヤー判決の「一般的承認」の代わりに、①実験によって方法論の正しさを確かめることができるか、②専門誌に発表されたり、他の専門家の検討を受けたことがあるか、③成功または失敗の確率はどの程度か、④どの程度同じ分野の専門家によって承認されているかの四つの要因を基準としたのである。

(18) ダウバート判決に関する文献は枚挙にいとまがないが、とりあえず、Michael H. Graham, *Federal Rules of Evidence* (4th Ed. 1996) 256、また、Lilly, 前注(6) 五六五参照。

四 結 語

アメリカ合衆国においては、近年、毒性物質による人身障害を理由とする損害賠償請求事件 (toxic tort cases) をはじめとして、科学的鑑定が必要とされる不法行為事件が増加している。そして、このような事件においては、一九七五年に制定された連邦証拠規則がコモン・ロー上の制限を緩和し、専門家証人の利用を容易にしたこともあ

り、ジャンク・サイエンスが横行しているとの懸念が生じている。⁽¹⁹⁾ 裁判官にはこのようなジャンク・サイエンスを阻止する門番 (gate keeper) としての役割が期待されており、最高裁判所がダウバート事件で判示した基準もそのような努力の表れである。アメリカにおいては、現在、ダウバート基準の整備のほか、⁽²⁰⁾ 裁判所内における科学専門部の設置、裁判所選任の中立鑑定人の活用、特別マスターの利用、陪審への説示の改善などが検討されている。⁽²¹⁾

一方、わが国の裁判における専門家の利用の状況をみると、まず、先進諸外国と比べて、訴訟における鑑定人の利用が少ないことが特色として挙げられる。そして、このような状況に応じて、鑑定人に関する研究も比較的最近まではそれほど活発ではなかったように思われる。しかし、薬害、医療過誤、公害など科学鑑定が必要とされる事件は、他の先進国と同様に、わが国でも増加しており、わが国が例外ということはいえない。

わが国の鑑定制度は、基本的にはドイツ型であり、鑑定人は、当事者が提出する証人ではなく、裁判所の補助者として、裁判所が選任する。鑑定人は中立であり、この点、アメリカのような党派的専門家による過度の鑑定合戦の弊害は少ない。しかし、反面、わが国ではアメリカと異なり、高い報酬を得ることができないなどの理由により、鑑定人の希望者が少なく、適切な人材を確保するのが困難な状況にあると言われている。したがって、どのようにして、適切な人材を確保するかが課題の一つとなっている。また、鑑定意見の評価について、アメリカの陪審と異なり、わが国では裁判官が事実認定者であるが、裁判官も一般常識をもつだけであり、科学的専門知識に欠けることでは陪審と異ならない。したがって、科学についてはしろうとである裁判官が鑑定人の専門的意見をどのように適切に評価できるのかについても問題があろう。今後、科学技術がますます進歩し、裁判においても科学的知識が求められることが多くなるにつれて、鑑定人などの専門家の果たす役割もますます大きくなる。現代社会の

要請に応じた鑑定人の制度を整備する必要はきわめて高いと思われる。⁽²²⁾

- (19) これらの事件は規模が大きく、社会に与える影響も広範囲に及ぶため、専門家証人の証人適格について慎重な判断が要求される。Agent Orange（枯葉剤）事件、ベンテクティン事件などの不法行為事件における専門家証人の証人適格の変遷については、Michael C. McCarthy, "Helpful" or "Reasonably Reliable"? Analyzing the Expert Witness's Methodology under Federal Rules of Evidence 702 and 703, 77 Cornell Law Review 350～（1992）参照。
- (20) Michael H. Gottesman, Admissibility of Expert Testimony after Daubert: the "Prestige" Factor, 43 Emory Law Journal 867～（1994）参照。
- (21) Jack B. Weinstein, Improving Expert Testimony, 20 University of Richmond Law Review 473～（1986）参照。
- (22) 小島武司「民事訴訟審理における鑑定・私的鑑定——第三の証明モデルの提唱——」賠償医学一三号四九頁以下参照。同「紛争解決制度の新展開と賠償科学」賠償医学一九号三頁以下参照。

追記 内田武吉先生には、学部では四年の民事訴訟演習（鈴木重勝先生がドイツ留学から帰国されるまでの間）また大学院では強制執行法の授業でご指導をいただいたほか、先生のお書きになった論文から民事訴訟法研究への意欲をかきたてられた。たとえば、私の「民事訴訟手続の円滑化と弁護士責任——アメリカ民事訴訟規則——一条の検討を中心に——」中村英郎古稀祝賀論文集『民事訴訟法学の新たな展開上巻』六一七頁以下は内田先生の「訴訟促進のための濫訴防止」早稲田大学創立八〇周年記念講演集『法学の潮流』一九頁以下から得た示唆に大きく負っているのであり、感謝の言葉もない（なお、「ルール——と弁護士の役割」（座談会）判例タイムズ九二〇号二三頁以下参照）。先生には今後も民事訴訟法、とりわけ弁護士や訴訟費用の問題などについてご指導を賜りたいと願っております。

この論文の作成にあたっては、山梨学院大学社会科学研究所より研究助成を受けた。